

# 五管区水路通報

## 第 13 号

- [第 105項](#) [阪神港](#) - [神戸区、第4区](#) [オイルフェンス設置](#)
- [第 104項](#) [阪神港](#) - [尼崎西宮芦屋区及び神戸区](#) [離着水訓練](#)
- [第 103項](#) [大阪湾](#) - [阪南港、第3区](#) [航泊禁止区域設定](#)
- [第 102項](#) [紀伊水道南方](#) - [射撃訓練](#)
- [第 101項](#) [四国南岸](#) - [足摺岬南方\(リマ海域\)](#) [射撃訓練](#)
- [第 100項](#) [四国南岸](#) - [足摺岬南方\(リマ海域\)](#) [射撃訓練](#)

2026年105項 [阪神港](#) - [神戸区、第4区](#) [オイルフェンス設置](#)

須磨の浦において、オイルフェンスが設置される。

期 間 令和8年4月15日から当分の間

区域1 34-38.3N 135-06.8E 付近

区域2 34-38.5N 135-07.3E 付近

区域3 34-38.5N 135-07.6E 付近

備 考 オイルフェンス明示用の灯付浮標を設置

設置等作業は日出～日没に潜水士・作業船により実施(警戒船を配備)

海 図 W101B

出 所 阪神港長



2026年104項 [阪神港](#) - [尼崎西宮芦屋区及び神戸区](#) [離着水訓練](#)  
西宮防波堤付近において、航空機(長さ約7m、幅約11m)の離着水が実施される。

期 間 令和8年4月20日～6月30日(予備日を含む) 日出～日没

区 域 34-41-12N 135-19-14Eを中心とする半径750mの円内

備 考 付近海域に警戒船を配備

航空機は上記区域と新明和工業(34-42.9N 135-17.4E概位)との間を水上航行する

海 図 W1107-W101A

出 所 五本部海洋情報部



2026年103項 大阪湾 - 阪南港、第3区 航泊禁止区域設定  
二色の浜付近において、一般船舶の航泊が禁止される。

(港長が許可した船舶及び官公庁船舶並びに行事に従事する船舶を除く。)

期 間 令和8年4月4日 1830～2100

区 域 下記5地点及び陸岸により囲まれる海域

- (1) 34-26-54N 135-19-38E(岸線角)
- (2) 34-26-14N 135-19-30E(岸線角)
- (3) 34-26-06N 135-19-57E(岸線上)
- (4) 34-27-00N 135-20-37E(岸線角)
- (5) 34-27-04N 135-20-33E(岸線上)

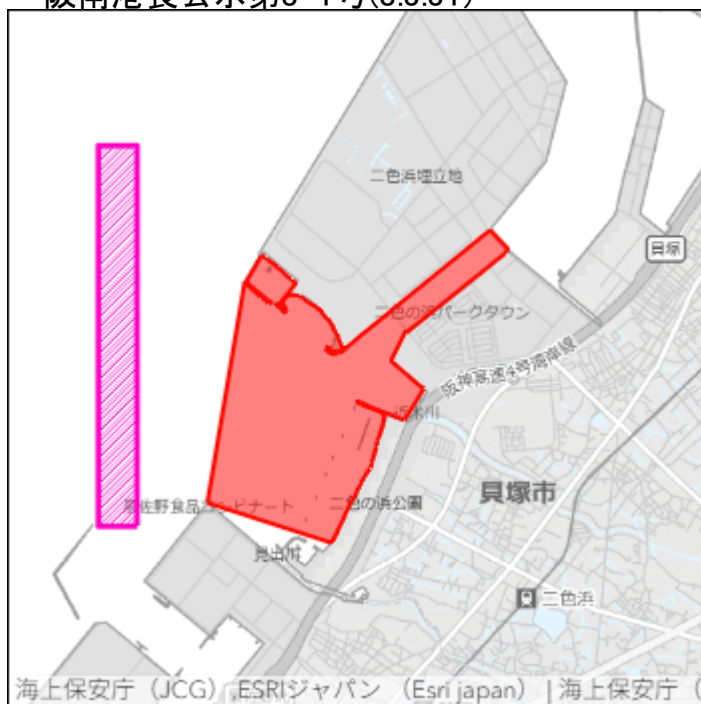
備 考 上記各点間に区域明示用の灯付浮標を設置

警戒船を配備

行事が中止となる場合は航泊の禁止を解除

海 図 W1141

出 所 阪南港長公示第8-1号(8.3.31)



2026年102項 紀伊水道南方 - 射撃訓練

自衛隊航空機による水上射撃訓練が実施される。

期間 令和8年4月21日(予備日22日~24日) 0800~1830

区域 33-30-12N 134-49-50Eを中心とする半径5海里の円内

海図 W77(JP共)

出所 防衛省



2026年101項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦及び航空機による水上及び対空射撃訓練が実施される。

期間 令和8年4月21日~23日(予備日20日、24日~26日) 0600~1800

区域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 31-48-13N 133-29-51E

(2) 31-42-13N 133-29-51E

(3) 31-28-13N 132-59-51E

(4) 31-36-13N 132-59-51E

(5) 31-36-13N 132-37-51E

(6) 31-48-13N 132-37-51E

海図 W157

出所 防衛省



2026年100項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練  
自衛艦による水上及び対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年4月17日、18日(予備日19日) 0800~1700

区 域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 31-48-13N 133-29-51E
- (2) 31-42-13N 133-29-51E
- (3) 31-28-13N 132-59-51E
- (4) 31-36-13N 132-59-51E
- (5) 31-36-13N 132-37-51E
- (6) 31-48-13N 132-37-51E

海 図 W157  
出 所 防衛省

